

○四日市市耐震シェルター設置事業補助金交付要綱

平成22年4月1日

告示第152号

改正 平成25年3月29日告示第151号

平成28年3月17日告示第86号

(目的)

第1条 この要綱は、地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守り、地震に強いまちづくりを進めることを目的として、耐震シェルターを設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅 四日市市木造住宅耐震診断事業実施要綱（平成15年四日市市告示第212号）第3条に規定する住宅で戸建住宅、アパート又は長屋をいう。

(2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当する診断をいう。

ア 市長が四日市市木造住宅耐震診断事業実施要綱（平成15年四日市市告示第212号）に基づいて行った診断

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく登録を受けた建築士事務所に所属する者で、三重県が後援し、又は一般財団法人日本建築防災協会が主催する三重県木造住宅耐震診断講習を受講したもの（以下「受講耐震診断者」という。）が三重県木造住宅耐震診断マニュアル（財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」準拠）、又は財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法若しくは精密診断法（以下「三重県木造住宅耐震診断マニュアル等」という。）に基づいて行った診断

(3) 耐震シェルター 住宅内に設置することにより、当該住宅が倒壊した場合でも居住者の生命の安全を守る機能を有する構造物として市長が認めるものをいう。

（一部改正〔平成25年告示151号〕）

(対象住宅)

第3条 補助金の交付対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 本市の区域内にある昭和56年5月31日以前に着工された旧基準木造住宅で、階数が2以下のもの
- (2) 木造住宅耐震診断において、「倒壊または大破壊の危険がある」又は「倒壊する可能性が高い」と判定された住宅
- (3) この要綱による補助金の交付を受けていない住宅
- (4) 四日市市木造住宅耐震補強工事費補助金交付要綱（平成16年四日市市告示第198号）の規定による木造住宅耐震補強工事費補助金の交付を受けていない住宅

（一部改正〔平成25年告示151号〕）

（対象者及び対象経費）

第4条 補助金は、対象住宅に現に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれかに該当するものに交付する。

- (1) 65歳以上の者のみで構成される世帯に属する者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（身体に障害のある15歳未満の者につき、同条第1項ただし書に規定する保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合においては、当該身体に障害のある15歳未満の者）で、当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号級別の欄の1級から3級までのいずれかに該当するものが同居している世帯に属するもの

2 補助金の交付の対象となる経費は、対象住宅の1階部分に耐震シェルターを設置するために要する費用（1箇所の設置に要する費用とし、設置のための床下工事その他の付帯工事に要する費用を除く。）とする。

（一部改正〔平成25年告示151号〕）

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額（当該額が25万円を超えるときは、25万円）を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（一部改正〔平成25年告示151号〕）

（補助金交付申請及び決定）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震シェルター設置事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 木造住宅耐震診断報告書の写し
- (2) 耐震シェルターの設置に要する経費の見積書等の写し
- (3) 第4条各号のすべてに該当する者であることが確認できる書類の写し

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る書類を審査のうえ、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、耐震シェルター設置事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による補助金交付の決定の際、申請者に必要な条件を別に付することができる。

（計画の変更）

第7条 申請者は、補助金の交付決定通知を受けた後において申請内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合又は事業を中止しようとする場合は、直ちに耐震シェルター設置事業計画変更等申請書（第3号様式）を市長に提出し承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費全体及び各費目における20パーセント以内の変更をいう。

3 市長は第1項の申請を受理した場合において、変更内容を審査し、適当と認めたときは、耐震シェルター設置事業計画変更等承認通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（追加〔平成25年告示151号〕）

（完了実績報告）

第8条 申請者は、耐震シェルターの設置が完了したときは、耐震シェルター設置事業補助金完了実績報告書（第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 契約書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 耐震シェルターの設置前及び設置後の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する報告は、耐震シェルターの設置が完了した日から起算して30日

を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(一部改正〔平成25年告示151号〕)

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、耐震シェルター設置事業補助金交付確定通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

(一部改正〔平成25年告示151号〕)

(補助金の請求)

第10条 申請者は、前条の確定通知書を受けた日から起算して10日以内に耐震シェルター設置事業補助金支払請求書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成25年告示151号〕)

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の支払請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(一部改正〔平成25年告示151号〕)

(補助金の評価)

第12条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

(一部改正〔平成25年告示151号〕)

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成25年告示151号〕)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、平成28年3月31日限りその効力を失う。

(一部改正〔平成25年告示151号〕)

附 則（平成 25 年 3 月 29 日告示第 151 号）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正は、告示の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 17 日告示第 86 号）

この要綱は、平成 31 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者

住 所

氏 名

印

電話番号

耐震シェルター設置事業補助金交付申請書

四日市市耐震シェルター設置事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、耐震補強を行いたいので、下記のとおり申請します。

なお、補助金の交付の決定のために必要があるときは、私及び私の世帯の構成員の状況について、市が住民基本台帳、戸籍台帳、固定資産台帳、建築確認申請書等の閲覧により調査を行うことに同意します。

記

1 交付申請額

円

2 補助事業の目的および効果

住宅に耐震シェルターを設置することで、地震に対する安全性の向上を図り、居住者の生命を守ることにつながる

3 事業計画概要および収支予算書

別紙記載のとおり

4 関係書類

(1)木造住宅耐震診断報告書の写し

(2)耐震シェルターの設置に要する経費の見積書等の写し

【別紙】

耐震シェルター設置事業の事業計画概要および収支予算書						
計画概要	世帯の構成員	氏名	生年月日	年齢	備考	
	事業の概要	住宅の概要				
		所在地	四日市市			
		住宅の種類	専用住宅・（ ）併用住宅・共同住宅・長屋住宅			
		建築年月日		階数		
		面積		評点		
		耐震シェルターの概要				
		商品名				
		会社名				
		工期（予定）				
	家主等の承諾 (借家の場合)	当該申請により、居住者の生命を守るため、耐震シェルターを設置することを承諾します。				
<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(所有者)</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 ㊞</p>						
収入の部			支出の部			
項目及び内容	金額	備考	項目及び内容	金額	備考	
市補助金	円		耐震シェルター設置費	円		
自己負担分						
合計	円		合計	円		

第2号様式（第6条関係）

四日市市指令 第 号
年 月 日

様

四日市市長 印

耐震シェルター設置事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で、申請のありました下記の住宅に関する耐震シェルター設置事業補助金交付申請書を審査したところ、相当と認められるので、四日市市耐震シェルター設置事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 住宅の所在地 四日市市
- 3 住宅の種類
- 4 その他 補助金交付申請書のとおり

※ 関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間は保管してください。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者

住 所

氏 名

印

電話番号

耐震シェルター設置事業計画変更等申請書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた耐震シェルター設置事業の計画を下記のとおり（変更・中止）したいので、四日市市耐震シェルター設置事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき申請します。

記

- 1 申請の内容 変更 ・ 中止
- 2 変更の内容
- 3 変更・中止の理由
- 4 事業計画変更概要および収支予算書
別紙記載のとおり

【別紙】

耐震シェルター設置事業の事業計画変更概要および収支予算書						
計画概要	世帯の構成員	氏名	生年月日	年齢	備考	
	事業の概要	住宅の概要				
		所在地	四日市市			
		住宅の種類	専用住宅・（ ）併用住宅・共同住宅・長屋住宅			
		建築年月日		階数		
		面積		評点		
		耐震シェルターの概要				
		商品名				
		会社名				
		工期（予定）				
	家主等の承諾 (借家の場合)	当該申請により、居住者の生命を守るため、耐震シェルターを設置することを承諾します。				
<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(所有者)</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 ㊟</p>						
収入の部			支出の部			
項目及び内容	金額	備考	項目及び内容	金額	備考	
市補助金	円		耐震シェルター設置費	円		
自己負担分						
合計	円		合計	円		

第4号様式（第7条関係）

四日市市指令 第 号
年 月 日

様

四日市市長 印

耐震シェルター設置事業計画変更等承認通知書

年 月 日付けで、申請のありました下記の住宅に関する耐震シェルター設置事業計画変更等申請書を審査したところ、適当と認められるので、四日市市耐震シェルター設置事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 住宅の所在地 四日市市
- 3 住宅の種類
- 4 申請の内容 変更 ・ 中止
- 5 補助金交付額 変更なし ・ 変更あり（ 円）
- 6 変更の内容

※ 関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間は保管してください。

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者

住 所

氏名

印

電話番号

耐震シェルター設置事業補助金完了実績報告書

年 月 日付け、四日市市指令 第 号 により補助金交付決定の通知を受けた耐震シェルター設置事業補助金について、事業が完了しましたので四日市市耐震シェルター設置事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、報告します。

記

- 1 交付決定を受けた金額
- 2 補助事業等の成果および収支決算
別紙記載のとおり
- 3 添付書類
 - (1) 契約書の写し
 - (2) 領収書の写し
 - (3) 写真（取付前、後）

【別紙】

耐震シェルター設置事業の事業成果及び収支決算書						
計画概要	事業の概要	住 宅 の 概 要				
		所 在 地	四日市市			
		住宅の種類	専用住宅・（ ）併用住宅・共同住宅・長屋住宅			
		建築年月日		階 数		
		面 積		評 点		
		耐震シェルターの概要				
		商 品 名				
		会 社 名				
		工事費用				円
		着手年月日		年 月 日		
		完了年月日		年 月 日		
		収入の部			支出の部	
項目及び内容	金額	備考	項目及び内容	金額	備考	
市補助金	円		耐震シェルター設置費	円		
自己負担分						
合計	円		合計	円		

第6号様式（第9条関係）

四日市指令 第 号
年 月 日

様

四日市市長 印

耐震シェルター設置事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで決定した補助金の交付について、下記のとおり確定したので、四日市市耐震シェルター設置事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1. 住宅の所在地 四日市市
2. 住宅の種類
3. 交付決定額 円
4. 交付確定額 円

第7号様式（第10条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者

住 所

氏 名

印

電話番号

耐震シェルター設置事業補助金支払請求書

四日市市耐震シェルター設置事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 住宅の所在地 四日市市

2 支払請求額 円

第 1 号様式（第 6 条関係）

（全部改正〔平成 2 5 年告示 1 5 1 号〕）

第 2 号様式（第 6 条関係）

第 3 号様式（第 7 条関係）

（全部改正〔平成 2 5 年告示 1 5 1 号〕）

第 4 号様式（第 7 条関係）

（全部改正〔平成 2 5 年告示 1 5 1 号〕）

第 5 号様式（第 8 条関係）

（全部改正〔平成 2 5 年告示 1 5 1 号〕）

第 6 号様式（第 9 条関係）

（追加〔平成 2 5 年告示 1 5 1 号〕）

第 7 号様式（第 1 0 条関係）

（追加〔平成 2 5 年告示 1 5 1 号〕）